

平成27年 第1回

君津市総合教育会議 会議録

日時：平成27年7月30日（木）午後2時00分

場所：議会第4委員会室

平成27年第1回君津市総合教育会議会議録

1 日 時 平成27年7月30日(木) 午後2時00分開会 午後3時10分閉会

2 場 所 議会第4委員会室

3 出席者 市長 鈴木 洋邦、教育長 山口 喜弘
教育長職務代理者 伊澤 貞夫、教育委員 佐藤ますみ
教育委員 大野 睦、教育委員 宮崎 洋史

4 出席職員 総務部長 黒川 倫行、教育部長 吉田 茂
教育部次長(事)教育総務課長 荒井 淳一、教育部副参事(事)学校教育課長 宮崎 直樹
教育総務課副課長 西村 泰典、教育総務課企画総務係長 開田 雅典

5 傍聴人 2名

6 議 事 (1) 総合教育会議について <資料1-1、1-2>
(2) 君津市総合教育会議運営要綱(案)について <資料2-1、2-2>
(3) 君津市総合教育会議傍聴要領(案)について <資料3>
(4) 教育大綱について <資料4-1~4-6>
(5) 学校再編について <資料5>
(6) 今後の開催予定について
(7) その他

7 議題及び議事の概要

吉田教育部長

それでは、ただいまから「平成27年度第1回君津市総合教育会議」を開会させていただきます。私は、教育部長の吉田と申します。当面の進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、会議次第に沿いまして進めさせていただきます。初めに、鈴木市長からご挨拶を申し上げます。市長、お願いいたします。

鈴木市長

君津市総合教育会議の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、第1回君津市総合教育会議を招集しましたところ、皆様には公私共にご多忙の中ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃から市政各般にわたり格別なるご支援、ご協力をいただき心から御礼を申し上げます。

さて、地方教育制度改革によりまして、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、協議・調整する場として、総合教育会議を設置することとなりました。本市においても、学校再編や学校給食共同調理場の整備などの課題があるわけでございますが、山口教育長をはじめ、教育委員の皆様と連携、協力しながら、本市の教育の振興と発展に取り組んでまいりたいと考えております。

本日の議題は、「総合教育会議について」をはじめとする6件でございます。皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

吉田教育部長

本日は、傍聴人の方がお二人いらっしゃっておりますので、委員の皆様にはご承知おき願いたいと思います。

吉田教育部長

それでは、続きまして、山口教育長からご挨拶をいただきます

山口教育長

教育委員会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、市長のご挨拶にもあったように、昨年の関係法令の改正によりまして、本市では、この4月から新しい教育委員会制度がスタートしたところでございます。この制度の下では、民意を代表する市長と教育委員会が今まで以上に密接に連携して教育行政を進めていく、そういうことが重要だと言われております。

制度改正の内容につきましては、ご承知かと思いますが、地方教育行政の責任の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築など、約60年ぶりの大幅な見直しがあったところでございます。

なかでも、この総合教育会議の設置やこの会議における教育に関する大綱の策定、これは新たに制度化されたものでございまして、本日は、第1回目の会議となる訳でございまして、活発な意見交換を行いまして、本市の抱える教育課題等を共有し、本市の教育のさらなる充実・発展に活かしてまいりたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

吉田教育部長

それでは、議題に入りたいと思います。議題（1）「総合教育会議について」、事務局より説明いたします。

荒井教育部次長

それでは、教育総務課の荒井でございます。よろしく願いいたします。それでは、総合教育会議につきましてご説明申し上げます。お配りしております、資料の1-1をご覧ください。資料1-1が教育総合会議につきましてまとめたもので、裏面にあります資料1-2は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の総合教育会議に関する部分を参考に載せてございます。

それでは資料1-1で説明を申し上げます。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体に設置が義務づけられたもので、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたるために、両者が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について、協議・調整を行う場となっております。ここで言います、調整とは、教育委員会の権限に属する事務につきまして、予算の編成・執行や条例提案等、市長の権限に属する事務との調和を図ることを意味するものでございます。また、協議とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するものでございます。

次に、2番の総合教育会議の招集ですけれども、会議の招集につきましては原則、市長が行います。また、この会議につきましては原則、公開となります。次に会議の構成員につきましては、市長と教育委員会となっております。

総合教育会議での協議事項につきましては、大きく3点ございます。1点目は、教育に関する大綱の策定でございます。大綱につきましては、後程、また説明させていただきます。2点目は、教育の条件整備、教育、学術、文化振興を図るため重点的に講ずべき施策で、具体的には、学校の統合、施設整備、幼児教育・保育の在り方やその連携、総合的な放課後対策、子育て支援、居所不明児童生徒への対応等でございます。3点目は、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策で、具体的には、いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合や、通学路での交通死亡事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合等が挙げられるものでございます。

それから最後の5番の総合教育会議において協議できない事項ですけれども、これにつきましては教科書採択や、個別の教職員の人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項につきましては、協議とすべきでないとされております。ただし、教科書採択の方針や教職員人事の基準等につきましては、協議することは問題ないとされているものでございます。

以上、総合教育会議についての説明を終了といたします。

吉田教育部長

ただいま、総合教育会議につきまして、事務局より説明がありました。ご質問やご意見等がございましたら、お願いいたします。

吉田教育部長

大野委員。

大野委員

総合教育会議は年間に何回くらい開催されるのでしょうか。

吉田教育部長

西村教育総務課副課長。

西村教育総務課副課長

開催回数につきましては、市長と教育委員会の意思によって決定されるものでございます。通常、年1回程度を考えていますが、今年度につきましては、教育大綱の策定というものがございます。事務局（案）といたしましては、今後、3回程度総合教育会議を開催した中で、協議・調整をさせていただいて大綱を策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

吉田教育部長

その他、ございますか。

吉田教育部長

佐藤委員。

佐藤委員

2番の総合教育会議の招集等で、総合教育会議の招集は、市長が行うこと、そして、自由な意見交換を幅広く行うことと先程言われましたが、教育委員会側から開催を求めることはできるのでしょうか。

吉田教育部長

教育総務課副課長。

西村教育総務課副課長

必要がある場合は、教育委員会から、招集を市長に求めることが出来ます。その請求に応じまして、市長は、必ず開催しなければならないというものではございませんが、招集する必要があるかどうか真摯に判断することになり、開催しない場合には、正当な理由を説明することになると考えます。以上です。

佐藤委員

ありがとうございました。

吉田教育部長

その他、ございますか。

吉田教育部長

伊澤委員。

伊澤委員

4番にあります総合教育会議の協議事項ということで3点挙がっていますが、2点目の教育の条件整備、教育、学術、文化振興を図るため重点的に講ずべき施策と出ていますが、主に予算的なものというふうに理解していいでしょうか。

吉田教育部長

荒井教育部次長。

荒井教育部次長

予算の権限が市長にございますので、学校等の環境の整備など予算の権限を有する市長と調整が必要な場合は協議・調整することになっております。あともう1点、幼児教育、保育というものは同年代の子供たちの同一の事案でございますので、そういう場合は一緒に協議をするということになります。以上でございます。

吉田教育部長

その他、ございますか。

吉田教育部長

宮崎委員。

宮崎委員

4番の説明で、いじめに関することがありましたが、最近も他の地域であったそうですけども、今後もしそういった問題が出てくるかと思われませんが、総合教育会議において、いじめの問題に対しては、どのような役割を果たして行くのでしょうか。

吉田教育部長

教育総務課副課長。

西村教育総務課副課長

いじめ事案に関する総合教育会議の役割でございますが、学校や教育委員会の対応の検証、事件発生後の対応方針を速やかに決定していただく等々、再発防止策の検証・立案について速やかな会議の開催をして、議論していくかたちになると思います。以上です。

吉田教育部長

その他、ご質問、ご意見はございますか。

吉田教育部長

よろしいですか。

吉田教育部長

それでは、議題（1）の「総合教育会議について」は以上とさせていただきます。

続きまして、議題（2）「君津市総合教育会議運営要綱（案）について」、事務局より説明いたします。

荒井教育部次長

それでは、議題の2君津市総合教育会議運営要綱（案）について、ご説明申し上げます。資料2-1をご覧ください。地方教育行政の組織及び管理に関する法律第1条の4第9号におきまして、「総合教育会議の運営に関し、必要な事項は、総合教育会議で定める」と規定されていることから、運営要綱を定めようとするものでございます。それでは、条文にそって簡単にご説明申し上げます。

第1条につきましては、当要綱の趣旨を規定しております。第2条は、会議の招集につきましては規定したもので、市長が会議を招集する際は、開催日時や協議事項等をあらかじめ教育委員会に通知することを規定してございます。第3条につきましては、会議の運営についての規定で、会議の議長は市長が務めることとし、議事の進行につきましては、議長が指名する職員に行わせることができる旨を規定してあるものでございます。これは、会議の進行役を別に設けた方が、市長と教育委員会の方で自由な意見交換が行い易くなるということで、この規定を設けております。続いて第4条は、会議の非公開についての規定でございます。この会議は原則公開としますが、君津市情報公開条例第7条に該当する事項や公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合につきましては、非公開できることが規定されております。

裏面の資料2-2に情報公開条例第7条を載せてございます。この第7条に規定する非開示情報とは、全部(1)から(6)まで規定してございます。(1)につきましては法令等により公にできない情報、(2)につきまちはいわゆる、個人情報(3)につきましては法人等に関する情報で公にすることにより不利益を与えるもの(4)につきましては人の生命や公共の安全等に支障を及ぼす恐れのある情報(5)につきましては地方公共団体等の意思決定過程の情報(予算審議等)(6)につきましては地方公共団体等が行う契約、試験、人事等に関する情報で、公にすることで信頼関係が損なわれる情報等でございます。

それでは、資料2-1に戻ります。第5条につきましては、会議の傍聴についてでございます。この後、傍聴要領についてご説明申し上げます。第6条につきましては、議事録の公開についてで、この会議終了後は議事録を作成しまして、ホームページで公表することを規定しております。第7条につきましては、会議の事務局についての規定で、事務局は、教育部教育総務課としてございます。第8条につきましては、補足として、この要綱に定めるもの以外に必要な事項につきましては、会議に諮って決める旨を規定しています。なお、附則の施行日につきましては、本日、この要綱にご承認いただければ、本日付けの施行とさせていただきたいと考えております。以上、運営要綱(案)についての説明を終了いたします。

吉田教育部長

ただいま、君津市総合教育会議運営要綱(案)につきまして事務局より説明がございました。何かご質問、それからご意見等はございますか。

吉田教育部長

佐藤委員。

佐藤委員

これは、君津市総合教育会議運営要綱の(案)ということで、運営要綱には会議の定足数が規定されていませんけれども、何名で会議は成立するのでしょうか。

吉田教育部長

荒井教育部次長。

荒井教育部次長

総合教育会議の構成につきましては、市長と執行機関としての教育委員会ですけれども、教育委員会からは教育長、全ての教育委員が出席することが基本となっております。そのため、できる限り、日程を調整させていただきまして、全委員が出席できるようにしたいと思っておりますが、緊急の場合など時間的余裕のない場合等は、市長と教育長だけで会議をさせていくことも可能ではあります。その場合は会議で協議調整したことを、その後の教育委員会会議で報告するということになってございます。また、逆に最初に教育委員会で教育委員会の意見をまとめて市長、教育長だけで会議をするということも可能ではございます。以上です。

吉田教育部長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤委員

はい、ありがとうございます。

吉田教育部長

他に、ご質問等ございますか。

吉田教育部長

大野委員。

大野委員

7条において教育部教育総務課にというようになっております。近隣4市で結構ですので、市長部局の総務課とか、教育部とか、どのような様子か教えて頂ければと思います。

吉田教育部長

西村教育総務課副課長。

西村教育総務課副課長

それでは、お答えいたします。近隣4市で申し上げますと木更津市が、市長部局の総務課が事務局を担っております。本市を含めまして、袖ヶ浦市、富津市、こちら3市につきましては補助執行というかたちで、教育委員会が事務局となっております。以上でございます。

大野委員

はい、ありがとうございます。

吉田教育部長

よろしいでしょうか。他に、ご質問等はございますか。

吉田教育部長

よろしいでしょうか。

吉田教育部長

それでは、ただいま、事務局の方から君津市総合教育会議運営要綱(案)につきまして、ご説明を申し上げましたが、この要綱(案)につきましてご承認いただいでよろしいでしょうか。

吉田教育部長

それでは異議なし、ということでご承認いただいたものというように決定させていただきます。

吉田教育部長

それでは、この運営要綱第3条第2項によりまして、議事の進行は議長が指名する職員に行わせることができる、と規定されております。鈴木市長、今後の進行につきましてはいかがいたしましょうか。

鈴木市長

引き続きで、吉田教育部長にお願いします。

吉田教育部長

はい、わかりました。

吉田教育部長

それでは、ただいま、市長からご指名をいただきましたので、引き続き、進行を勤めさせていただきます。

吉田教育部長

それでは、議題の(3)君津市総合教育会議傍聴要領(案)について、事務局より説明いたします。

荒井教育部次長

それでは、君津市総合教育会議傍聴要領(案)について説明を申し上げます。資料の3をご覧ください。これは当会議の傍聴に関する規定でございますが、内容につきましては教育委員会会議の傍聴人規則等を参考に作ったものとなっております。第1条につきましては目的を、第2条につきましては手続きを、第3条につきましては傍聴人の定員を、第4条につきましては傍聴することができない者の規定を、第5条につきましては、傍聴人の遵守事項を規定してございます。なお、附則の施行日につきましては、本日も承認頂ければ、本日付で施行させていただくことを考えております。以上で説明を終わります。

吉田教育部長

ただいま、君津市総合教育会議傍聴要領(案)につきまして事務局より説明がありました。ご質問等は、ございますでしょうか。

吉田教育部長

よろしいですか。

それでは、(3)君津市総合教育会議傍聴要領(案)につきまして、ご承認いただけたということでよろしいでしょうか。

吉田教育部長

それでは、議題の(3)傍聴要領につきましては、ご承認頂けたということで終了させていただきます。

吉田教育部長

それでは、次に議題の(4)教育大綱について、事務局より説明いたします。

荒井教育部次長

それでは、議題4教育大綱についてご説明申し上げます。教育に関する大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、地方公共団体の長は、教育基本法の第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体を教育、学術、及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする規定されており、大綱とは地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするものでございます。No.2の大綱策定の基本事項でございますけれども、4点をあげてございます。1つ目が、市長が教育委員会と十分に協議、調整の上、策定するものとなっております。2つ目は、教育、学術、及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について求めるものではないということになってございます。3つ目は、必ずしも学術、文化、スポーツについて網羅的に記載される必要はない、ということになってございます。4つ目は、国の教育振興基本計画を参酌すること、となっております。

次に、3の大綱の策定方法ですが、これには大きく2つの方法がございます。1つは、本市の教育振興基本計画、第2次きみつ教育創・奏5か年プランをそのまま大綱とする方法、もう1つは、そうではなくて新たに大綱を策定するという方法でございます。4番の大綱の対象期間ですけれども、これは法律では定められてございませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であるということから、国におきましては4年から5年程度を想定しているものでございます。

続きまして、裏面をご覧ください。4-2につきましては、地方教育行政の組織、運営に関する法律の教育大綱に関する部分を参考に載せてございます。

次の資料の4-3につきましては、これにつきましては、他の自治体が策定しました大綱を参考に作りしました。単なる大綱のイメージとなっております。多くの自治体につきましては、基本理念の1つ定めまして、その下にいくつかの基本目標を定めたものになってございます。これは、あくまでもイメージとなっております。

次のページをご覧ください。資料4-4になります。この4-4の2ページにわたるものは、これは先ほど大綱を作成する上で、参酌すべきものということで文部科学省が策定しております、教育振興基本計画の概要版となっております。この計画につきましては、4つの基本的方向性、8つの成果目標、30の基本施策を定めております。この内容を参酌して、大綱は策定してほしい、というものでございます。

次のページになります。資料4-5につきましては、これが君津市総合計画の施策大綱の基本目標4を掲げます、教育・文化分野の基本政策のまとめとなっております。

次のページになります。資料4-6につきましては、第二次きみつ教育創・奏5か年プランの基本理念と5本の柱について掲載してきたもので、大綱策定の参考として添付した資料となっております。以上、大綱についての説明を終わります。

吉田教育部長

事務局から教育大綱につきまして、ご説明いたしました。今の資料等々につきまして、ご質問等、ございますでしょうか。

吉田教育部長

宮崎委員。

宮崎委員

きみつ教育創・奏5か年プランを中心に考えていけばいいのではと思うのですが、新しく作るとなると大変なことになりますし、やっぱり、わかりやすく端的に作成いただきたいと思います。

吉田教育部長

鈴木市長。

鈴木市長

わかりやすくといえば、本市では君津市総合計画において、「将来都市像である人が集い活力あふれる健康都市きみつ 夢と誇りのもてるまち」を定め、基本目標の1つに、豊かな学びと文化が人を育むまちを目指すことを掲げております。また、教育においては、先ほど言われたようにきみつ教育創・奏5か年プランが策定され、未来を創造し、希望を持ち、着実に前進できる君津っ子の育成を目指しています。私の考えとして教育大綱は、簡潔なもので市民や子供たちにわかりやすいものにしたいと考えております。そして、大綱に持ち込みたい内容としては、5点あります。

1点目は、岩手県で中学生のイジメが原因と思われる自殺がありましたが、大変悲しいことでございます。私は道徳教育を充実させて、子供たちに人を思いやる心や、命の大切さを学んでもらいたいと思っております。

2点目は、本市は平成23年9月に健康都市宣言をいたしました。子供たちを初めとする市民の皆さんにスポーツを通じて、健康増進に努めてもらいたい。

3点目は、やはり学力向上です。本業である勉強を、一生懸命やってほしい。

4点目は、子供たちの学力向上や、道徳心、そして健康な身体をつくるには、家庭の力、地域の力が大事だと思います。そのために、家庭、地域、学校、そして行政が連帯して子供を育てることが必要だと考えております。

5点目は、私はふるさと君津に愛着をもつことが必要だと考えていますので、郷土を愛する心を育てたい。

この5点を大綱に盛り込みたいと考えております。以上でございます。

吉田教育部長

ありがとうございました。それではただいま、市長の方からご意見、お考えを頂きました。ここで教育委員会の皆様からも、ご意見を頂戴したいと思います。始めに、山口教育長、いかがでしょうか。

山口教育長

市長の方から、5点いただきました。私どもは教育基本法に基づきまして、教育振興基本計画としてのきみつ教育創・奏5か年プランを策定してございますけども、かなり網羅的にこれは書かれております。今、市長の方から、市民にわかりやすく、あるいは子供にわかりやすくというようなことでございました。焦点化、重点化するという方法も、1つの方法ではないかと私は思っております。以上です。

吉田教育部長

それでは、順次皆様にお聞きしたいと思います。伊澤委員、いかがでしょうか。

伊澤委員

5点、市長の方からあげていただきましたけども、やはり教育に関して網羅していると思っております。そういう面がいいと思えますが、やはり大綱というのは君津市に住む子供から大人まで十分理解できるようになればいいと思うのですが、少なくとも中学生くらいから君津市の大綱を見て「こういうことをやっているのだ」というくらい、わかりやすいものにしてもらいたいと思っております。そして、やはり現在、創・奏プランをすすめておりますけど、そのあたりは市長が考えているような内容が十分網羅されていると思えますが、やはり大綱を要約したかたちで予算についてはプランの方で見ればいいと思えますけど「君津市は、こういう考えで教育を進めている」というように思えるようなものであればいいのではないかと思っています。そして、もし専門用語を使うようであれば、前に教育委員会会議の時も言いましたけど、やはり皆さんが見てわかりやすいようなものでなければいけないと思っておりますので、注釈等をつけてもらいたいと思えます。

あと、大綱から少し外れると思えますけど、教育委員会というと学校教育の方に比重が偏ってしまうということもありますのでやはり、体育、文化、そういった面についても詳細にわたってあげる必要はないということもありますけども、やはりそういった面にも目を向けている、取り組んでいる、というような部分も少し盛り込んでいただければ、と思っております。以上です。

吉田教育部長

山口教育長。

山口教育長

この創・奏プランは、網羅的ですが、どちらかというと学校教育にウエイトがあるのも事実でございます。それも1つの出し方だとは思っております。市長から具体的なお提案をいただいたので、その出し方について、この機会もそうですし、教育委員会会議の場でもそういったことは議論していきたいと思っております。

吉田教育部長

それでは、佐藤委員。ご意見がありましたらお願いいたします。

佐藤委員

私は、長い目で見て、今後、市長が変わる度に大綱を作り直したり、教育政策が大きく変化をすることがないようにしていただきたいということで、そのためには、第二次きみつ教育創・奏5か年プランの5つのビジョンを基本に、シンプルでわかりやすく市長の思いを入れたものを作成して頂きたいと思えます。以上です。

吉田教育部長

大野委員、よろしいでしょうか。

大野委員

大綱という名前も少し難しい面もありますが、一般の子供たちや市民の方々が迷わないものであってほしいと思います。市が出した総合基本計画もありますし、教育委員会が作成した第二次きみつ教育創・奏5か年プランもあります。そして今度は、この大綱ということで、一体全体、どれを見れば、どれがどうなのという感覚に市民に方々が陥らないようなものにしていければ、ただ単に法律で決まったからやるということでは、あまり意味が無い、絵に書いたもちになりかねないので、そこもふまえて、これから皆さんで協力していければと思います。

吉田教育部長

宮崎委員、いかがでしょうか。

宮崎委員

大綱ですね。難しいですよ。これは総合教育会議ですからこれからどういう会議になるのか、ちょっとわからないのですが、大綱だけについて言うのであれば、やはり君津市らしい内容の大綱というか、他の市がどういう大綱なのか、日本全国そう大差は無いと思うのですが、君津は君津市らしい大綱をどういうようにするのか。創・奏5か年プランがあるので、これを中心にやっていけばいいと思うのですが、大変よくできたプランだと思いますので。あとは市長の思いを入れて頂ければいいと思います。

吉田教育部長

様々なご意見いただきました。今回は、初めて第1回目の総合教育会議でございますので、各委員のご意見をいただきまして、先ほど鈴木市長からのお話ございましたが、市長としては5点というようなことでお話ございました。これから、今後につきましては委員の皆様のご意見を今、いただきましたので、それを十分に考慮いたしまして教育大綱というかたちで今後、協議していただきまして決定させていただきたいと思っております。先ほど大野委員の方からその教育大綱の位置づけというようなご質問ございましたので、そこも次回、第2回の総合教育会議におきまして、きちんとした位置づけをお示しができればと考えております。今後の大綱の策定のスケジュールでございますが、例えば委員の皆様からいただきましたご意見を参考にしまして、再度、教育大綱の素案を検討していただきまして、第2回目の会議で協議、それから調整というかたちになろうかと思っております。そして、第3回目の会議で大綱を決定するというような予定で進みたいというように考えております。短期間の中で大綱の方を策定していくわけでございますけれども、これにつきましては先ほど山口教育長の方からもご発言ありました通り、教育委員会会議の中でも十分にご審議して頂きまして、教育委員会としてのご意見も頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、今私が申し上げました、2回目で協議と調整、それから3回目の会議で大綱の決定というようなスケジュールで進みたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

吉田教育部長

特にご意見は無いようでございますので、スケジュール的な部分につきましてはそういったかたちで、進めさせていただきたいと思っております。

吉田教育部長

それでは、議事の(5)でございます。学校再編につきまして、これはまず、山口教育長の方から学校再編につきましてご説明をお願いしたいと思います。

山口教育長

資料は5でございますが、お時間ございませんのでかいつまんでご説明いたします。

まず、君津市の児童生徒数ですが、資料では中段になります。昭和57年にピークで約13,000人ございました。今年、27年度は約6,500名、半分近く児童生徒数が減少しております。また、国の研究機関の推定によりますと、本市の子供の数、今後10年間で大幅に減少が認められるようになっております。私も、全ての学校をまわってきましたが、この少子化の問題、中山間部だけではなく、市街地もかなり深刻な状態であります。少子化、あるいは学校の小規模化、必ずしも悪いことばかりではないわけでありまして。例えば、1人ひとり目が届いてですね、きめ細かな指導ができるといったメリットも確かにございます。しかしながら、成長期には多様な人間関係、切磋琢磨できる教育環境が必要でありますし、部員や指導者がいないということで、部活動、運動部活動が成立しなかつたりするわけがございます。また、小さな学校ですと、教員の数が少ない、そのために多くの専門学科があるわけがございますが、その教科を教えるのに臨時免許を取得して教えると、各先生方、本当に努力はしているのですが、授業の質の維持というものにも課題があるというようなことがございます。課題も多いわけでありまして。こうした状況もふまえて、子供たちのよりよい教育環境、これを目指しまして学校の統合、あるいは小中一貫教育、コミュニティスクール、といった時代の変化に合った新しいタイプの学校への転換、これを行うことによって活力があって魅力的な学校づくりを進めていきたいというように考えております。実現までの段取り、スケジュールでございますが、まずは、ここにまだ概要版でございますが、基本方針なるものを示してございます。学校再編のいわば憲法のようなものでございまして、有識者の意見もいただきながら、今年中にできれば早い段階で決定したいと考えております。この基本方針を元にいたしまして、保護者や地域の方々と丁寧な議論、協議を重ねまして今年度中に具体的な再編のメニュー、それからその実施方法などを示したマスタープラン、基本計画を策定したいというように考えております。少子化の問題、大変深刻でございまして、スピード感をもって進めていきたいと考えております。学校再編、人材確保、人ですね、人事、それから施設設備、資本投下でございます。まさに人、物、金、の総合的な取り組みが必要かと思っております。設置者である君津市として、市長部局と、私ども教育委員会が連携を密に一丸となつて、対応していかなければならない事案だと思っております。どうか市長、よろしく願いいたします。社会が常に変化する今日、学校改革、学校再編ですね、不断のテーマだと思っております。子供たちが10年後、20年後に君津の学校で学んでよかったと思えるような魅力ある学校づくりを目指していきたいと考えております。総合教育会議においても、活発なご意見をご期待するものでございます。進捗状況につきましては、事務局からこの後、説明いたします。以上でございます。

吉田教育部長

荒井教育部次長。

荒井教育部次長

それでは、学校再編の事務に係る現在の進捗状況等につきまして、ご説明申し上げます。今、教育長からお話ございましたが、学校再編基本方針の素案の案を策定しまして、その後ですけれども、一応素案につきましては引き続き、データの更新などブラッシュアップを行っていくものでございます。そして、7月13日にはですね、6校の小学校を統合して作られました茨城県行方市の玉造小学校を視察して参りました。6校を統合したということで、非常に広い地域です、送迎バスを18台利用して生徒が通ってきます。ただ、本当に慣れておりましてですね、皆さん、バスの乗り降り、整列等はきちんとやってみてですね、広いグラウンドの中で元気よくですね、多くの友達と遊んでいるところは非常に印象的でした。また、今後ですけれども、今、外部の有識者による検討委員会のメンバーを選定しておりまして、8月中に第1回目の会議を行う予定でございます。これは、学校再編基本方針につきまして行政の考えだけではなく、いろいろなジャンルの方々の意見を学校再編の基本方針に盛り込んで、よりよいものにしたいたいと思っております。また、8月以降につきましては、今度は小中一環教育の先進地であります、横浜市の視察を予定してございます。また、それ以降につきましてもですね、多くの先進事例を見せて戴きまして、いい面、悪い面、全て勉強していきたいと思っております。更に、秋頃、これは10月末頃以降を予定しておりますけれども、各地区をまわりまして、中学校単位の地区をまわりまして、君津市の児童や学校の現状、そして、その地区の現状等をですね、丁寧に説明をしまして地域の皆様と意見交換をしたいと思っております。以上、学校再編にかかる進捗状況等についての説明を終わります。

吉田教育部長

ただいま、山口教育長、それから事務局の方から学校再編につきまして、ご説明がございました。何か、ご質問等ございますか。

吉田教育部長

鈴木市長。

鈴木市長

学校の再編成というのはやっぱり、丁寧に協議を行っていただきたい、そして、もうできたのかというスピード感を持ってやってほしい。矛盾するようですけれども、丁寧にひとつ進行させていただきたいと思えます。以上です。

吉田教育部長

何か、他にございますか。

吉田教育部長

伊澤委員。

伊澤委員

全国的に少子高齢化の影響で、君津市もこうなるというのは仕方ないと思うのですよね。しかし、そこで資料5の今後の進み方の4、教育長も市長も言っていますが、年代層によってはいろんな意見の違いがあると思うのですよ。1件の家でも年寄りと若い人たちの考え、相当違うのではないかと思いますし、山の方では若い人がこっちにアパート借りて住んでしまっというような状況も起きていますので、やはり大変難しいかもしれませんが、丁寧な説明をして、ある程度理解をはかっていくような方法でまとめていただければいいと思います。

それと、いろいろな観点、もし統合した場合には、どうなるのだろうというような、安全面とか、あるいは先ほどの18台ですか、交通の送り迎えの面とかいうようなものを含めていろいろな観点から見落しの無いように検討をしてもらいたいと思います。千葉市の方でも統合が進んでいるって聞いて、千葉でもそんなことが行われているのかというような思いでしたけど、やはり県内、いろいろな所でも今、そういう動きが出てきて仕方ないと言えばおかしいのですが、時代の流れの中で、教育も考えていかなければいけないのではないかとこの気はしていますのでよろしくお願いします。

吉田教育部長

教育長、よろしいですか。

山口教育長

はい。確かにですね、いろいろな年代層によって意見が違うというのはございます。例えば、同じ小学校の保護者でも、卒業間近の保護者の考えと、学年が若い、1年、2年の保護者、あるいは就学前の保護者、違うんですね、これは。もう卒業するからこのままでいいというような意見もございます。あるいは、間もなく入学するので、できるだけいい条件の学校に行きたいという意見もあります。ですから、100パーセントのご理解をいただくというのはなかなか難しいと思いますが、できるだけ100パーセントに近いような結果が出せるように、丁寧な説明をしていきたいと思っております。それから、何も統合が寂しいという感覚は、私にはございません。よりよい教育ができるということ、いい教育のサービスを提供できるということは、私はまちづくりにとっても行政がする1番の仕事だというように考えております。

吉田教育部長

伊澤委員。

伊澤委員

やっぱり、メリット、デメリットはあると思うのですよね。小さい学校、大きい学校、いろいろな観点があると思いますけど、やはり地域の学校ということで、わが学校という考え方が住民には多分にありますよね。やはりそういった点も汲んで検討すべきだと思います。

吉田教育部長

他の委員の方。

吉田教育部長

宮崎委員。

宮崎委員

とにかくあまり時間無いですよね。ある程度、速攻でやっていかないと。皆さんの理解もわかるのですが、さっき教育長が言われたみたいに、100パーセントの理解はなかなか得られないと思うので、ある程度もう皆さんの意見でこれがいいのではないかっていうものを到達していかないと決まらないと思いますよね。あと、さっきのちょっと聞きたいのですがバス18台ですか、バスって民間に頼んでいるのですか。

吉田教育部次長

荒井教育部次長。

荒井教育次長

はい、民間に委託をしてですね、年間その学校だけで1億2,000万くらいかかるのですが、そのバスで全ての地域から送迎をしています。

吉田教育部長

大野委員、いかがでしょうか。

大野委員

いきなり難しい問題ですので、じっくり考えたいところですが、なかなか早めにも進めなきゃいけないとも思います。昨年、木更津市は逆に真舟小学校って新しい学校ができたりしていますので、いわゆる人口増加の施策ということは、もちろんあるわけですよね。君津市では無いですかね、この先。子供に限らず、やっぱり街は人ですので。

吉田教育部長

鈴木市長。

鈴木市長

人口増加策については、現在、庁内、各セクションにおいて、検討しているところでございます。早急に施策を展開しなければならないと思っておりますが、本市の未利用地の現状等々、様々見極めながら進めてまいりたいと考えております。

吉田教育部長

佐藤委員。

佐藤委員

はい。やはり、保護者や地域の人たちの意見というか、理解を得ることが1番重要だと思います。地域の皆様との意見交換というのは、具体的にどういったかたちで行われるのでしょうか。

吉田教育部長
荒井教育部次長。

荒井教育部次長

現段階の予定なのですが、各中学校地域での青少年健全育成協議会というものがございます。この協議会には、自治会の方、PTAの方、あとは福祉関係の方とか、いろいろな分野の方がいらっしゃいますので、そこに声をかけて説明会をして、いろいろな意見を頂きたいと思っております。以上です。

吉田教育部長
佐藤委員。

佐藤委員

ということは保護者だけではなく、いろいろな方に声をかけながらするということですね。私の記憶違いかもしれませんが、文部科学省の情報によると小中一貫教育を制度化するという学校法の改正策を決定したというのをどこかで見た気がするのですよ。それは小中一貫教育という義務教育学校というのですか。そういう制度ができれば君津市もそのようなかたちで進んでいけるのではないかという私の思いもあったのですが。

吉田教育部長
事務局、今、義務教育学校のお話が出ましたけども、何か情報等はもっていらっしゃいますか。

吉田教育部長
荒井教育部次長。

荒井教育部次長

義務教育学校という名前でそういうのが広がっていくということはございました。この小中一貫教育の義務教育学校についても、今研究しているところですけども、やはりいろいろなメリットも多いですが、デメリットもある。やはりずっと9年間そのひとつの学校ですので、もしそこで何かあれば逃げ場が無いとかですね。ずっといい関係でしたらいいのですが、そうではないとやはり、子供たちの逃げ場所が無いようなところがございますので、今、これからいろいろな先進地がございますので研究させてもらってですね、国の制度に則って検討していきたいと思っております。以上です。

吉田教育部長
佐藤委員。

佐藤委員

そうですね、義務教育学校というとカリキュラムとか、あとは学年の区切りとか、あとは教員免許も小学校、中学校、多分違うと思うので、そういった面でいろいろ問題があると思うのですが、その義務教育学校というのと、この君津市で検討例として小中一貫教育というのは違うということでしょうか。

吉田教育部長
荒井教育部次長。

荒井教育部次長

基本的には一緒だと思います。名称がそのように変わったというように私は認識しております。

佐藤委員
ありがとうございます。

吉田教育部長
よろしいですか。

吉田教育部長
それでは、議事の(5)でございます。学校再編につきましては、各委員の皆様、そして鈴木市長のお考えもいただきました。いったん、これにつきましては、閉じさせていただきまして今後、この総合教育委員会の中でも、大きなテーマでございますので引き続きご協議等をしていただければ、と思います。それでは、続きまして(6)今後の開催予定につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田教育部長
荒井教育部次長。

荒井教育部次長
はい。それでは、今後の会議の開催日程についてご説明申し上げます。先ほど、教育部長からお話ございましたけれども、本日のご意見を参考に市長と共にですね、事務局で大綱の素案を作成したいと思います。それを皆様にお示しをしまして、9月下旬頃に2回目の会議を開催しまして、そこで素案については調整、協議を行っていただきたいと思っております。そして10月下旬頃に、3回目の会議を開催しまして、君津市の教育に関する大綱を決定していただきたいと考えております。この件につきましては、この3回の会議を予定してございますが、もし重要案件等ございましたら随時開催をお願いしたいと考えております。以上でございます。

吉田教育部長
ただいま、事務局の方から今後のスケジュール、開催日程につきまして説明がございました。何かご質問等ございますか。

吉田教育部長
よろしいですか。

吉田教育部長
それでは、議題の(7)でその他になりますが、委員の皆様、それから事務局から何かございましたらお願いいたします。

吉田教育部長
事務局、何かございますか。

荒井教育部次長
ありません。

吉田教育部長
それでは、本日の議題につきましては全て終了させていただきました。以上を持ちまして、第1回君津市総合教育会議を終了させていただきたいと思っております。